令第四十三条第二項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第四十六条第二項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第四十六条第二項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法		
令第四十六条第三項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第四十六条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第四十六条第四項に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第四十七条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
（略）	（略）	（略）
令第三章第五節の規定が適用される建築物	令第六十六条、令第六十七条第一項ただし書若しくは第二項、令第六十九条又は令第七十条の規定に適合することの確認に必要な図書	令第六十六条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第六十七条第一項ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		（略）
（略）		

（略）	（略）	（略）
令第三章第五節の規定が適用される建築物	令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条又は令第七十条の規定に適合することの確認に必要な図書	令第六十六条に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		（略）
（略）		